

**生駒市役所 1 階オフィス改革に係るリニューアル実施業務  
に係る公募型プロポーザル実施要領**

1. 業務概要

(1) 目的

本業務は、生駒市役所 1 階オフィス改革に係る、庁舎内の物品、文書、OA 機器等の移設等について、綿密な移転計画の策定とこれに基づく細やかな調整及び効率的な作業により、行政サービスの提供に影響を及ぼすことなく、円滑に遂行することを目的とする。

(2) 業務名

生駒市役所 1 階オフィス改革に係るリニューアル実施業務

(3) 業務内容

別紙 1 「生駒市役所 1 階オフィス改革に係るリニューアル実施業務仕様書」のとおり

(4) 業務期間

契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日まで

2. 業務に要する費用（予定価格）

総額 26,385,260 円（消費税及び地方消費税込み）以内

なお、参考見積書の金額が、業務に要する費用（予定価格）を超過した場合は失格とする。

3. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

- (1) 本市の令和 8 年度物品・委託業務業者登録一覧表に登録のある者、又は令和 8 年度建設工事登録業者一覧表に登録のある者。ただし、資格者名簿に未登録者は、次に掲げる書類を提出した上で、プロポーザルに参加できることとする。

- ① 破産手続開始決定の確定通知（破産宣告の通知を含む）などを受けていない証明書の写し（個人業者のみ）

又は、商業登記簿謄本又は現在事項証明書（履歴事項証明書でも可）の写し（法人業者のみ）

※申請書提出時前 3 ヶ月以内のものに限ります。

- ② 納税証明書の写し※申請書提出時前 3 ヶ月以内のものに限ります。

○市内業者の方

- ・個人業者の場合
  - i 最新の市民税・県民税の納税証明書の写し  
※納期未到来分の未納については問題ない。
  - ii 最新の納税証明書その3の2（「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」）の写し
- ・法人業者の場合
  - i 最新の事業年度の法人市民税の納税証明書の写し  
※生駒市内に事業所開設後、申告納付期限が到来していないため、「納税証明書」が発行されない場合は、「法人開設届」の写しを提出すること。
  - ii 最新の事業年度の納税証明書その3の3（「法人税」及び「消費税及地方消費税」）の写し  
※生駒市内に事業所開設後、申告納付期限が到来していないため、「納税証明書」が発行されない場合は、「法人設立届出書」の写しを提出すること。

○市外業者の方

- ・個人業者の場合  
最新の納税証明書その3の2（「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」）の写し
- ・法人業者の場合  
最新の事業年度の納税証明書その3の3（「法人税」及び「消費税及地方消費税」）の写し  
※本業務と同種の業務とは、「移転計画策定業務」及び「移転業務」の仕様書に書かれた内容に類似した業務とする。  
※事業所開設後、申告納付期限が到来していないため、「納税証明書」が発行されない場合は、「法人設立届出書」の写しを提出すること。

③ 委任状（本社から委任する場合）（任意様式）

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- (5) 公示日から受託候補者特定の日まで、生駒市より入札参加停止を受けていないこと。
- (6) 次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと。

- ア 役員等（法人にあつては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- (7) 過去5年（令和3年4月1日から企画提案書提出日まで）の間に業務が完了した、本業務と同種・同規模以上の業務を、地方公共団体から元請け若しくは下請けで履行した実績を有すること。

※本業務と同規模以上の業務とは、延床面積2,100㎡以上及び対象職員数190人以上の業務とする。

#### 4. 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限：令和8年5月18日（月）16時30分まで（必着）
- (2) 提出方法：別添の質問書（様式2）により、Eメールにて提出すること。  
件名は「生駒市役所1階オフィス改革に係るリニューアル実施業務提案に関する質問」としてください。  
※Eメール以外の方法で提出された質問に対しては回答しません。
- (3) 回答日：5月21日（木）
- (4) 回答方法：市公式ホームページに掲載

#### 5. 企画提案書等の作成及び提出

- (1) 提出書類・必要部数
  - ① 業務実施体制回答書及び企画提案書提出届（様式3） 原本1部
  - ② 実施体制各種調書及び企画提案書等 原本1部、副本10部

ア 会社概要（様式4）

イ 業務実施方針及び体制表（任意様式）

ウ 業務実績調書（様式5-1～4）

エ 担当者実績調書（様式6）

オ 工程表（様式7）

カ 企画提案書（任意様式）

※別紙「企画提案書等作成要領」に基づき作成すること。

キ 参考見積書（様式8）

※本業務に係る必要な経費を算出し、詳細に記載すること。なお、参考見積書の金額が「2. 業務に要する費用（予定価格）」を超過した場合は失格となるため留意すること。

(2) 作成要領

別紙「企画提案書等作成要領」に基づき作成すること。

(3) 提出期限等

① 提出期限：令和8年6月4日（木）16時30分まで（必着）

② 提出場所：生駒市役所 総務部 総務課（市役所3階）

③ 提出方法：持参又は郵送によること。

なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

また、持参の場合は、市役所の閉庁日は除きます。

## 6. 審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとします。

(1) 第1次審査（書類審査）

提出された業務実施体制回答書及び企画提案書を下記7で示す審査基準に基づいて審査し、高い評価を得た提案者を5者選考します。ただし、プロポーザルの提案者が少数である場合は、第1次審査を省略し、第2次審査において提出書類審査及びヒアリング等による審査を実施できるものとします。

実施日：令和8年6月10日（水）予定

(2) 第2次審査（ヒアリング等による最終審査）

第1次審査により選考された者に対し、企画提案についてのプレゼンテーションによるヒアリング等を実施し、下記7で示す審査基準に基づいて再評価するとともに、ヒアリング等の内容で加算点を追加し、最も優れている提案を特定します。

実施日：令和8年6月16日（火）予定

(3) 審査結果の通知

①第1次審査

審査結果を書面により通知します。なお、選考された者のみ、審査結果及びヒアリング等を実施する旨を通知します。

②第2次審査

審査結果を書面により通知します。

7. 審査基準及び配点

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査します。

【評価項目・事項】

(計110点)

審査項目	評価基準	評価点
企業実績	・他の自治体での業務実績 (様式5-1~4)	30点
価格	・予定価格(上限26,385,260円)に対する見積額の比率に応じて加点する。 (様式8)	10点
提案内容の妥当性・優位性	・業務目的や業務内容を十分に理解した提案であるか。 ・全体工程計画は適切か。 ・具体性、妥当性、実現可能性を伴い、行政サービス提供に影響を及ぼさず、市の負担軽減も考慮するなど提案内容が優れているか。 ・不要物品に対する対応方法や廃棄マネジメント業務に対しては、具体的な事例を踏まえた実現性のあるものが提案されているか。 (様式7、企画提案書テーマ①)	40点
業務遂行能力	・業務遂行のための体制や要員は適切か。 ・担当者の同種業務の実績があり、円滑に実施するための工夫がなされているか。 (様式6、企画提案書テーマ②)	20点
追加提案内容	・本業務で実施可能な効果的な取組みや、人材活用などによる市内の経済効果に資する取組みが追加提案されているか。 (企画提案書テーマ③)	10点

8. 日程

公告

令和8年5月 7日

質問受付締切	令和8年5月18日 16時30分まで
質問回答	令和8年5月21日
企画提案書等受付締切	令和8年6月 4日 16時30分まで
第1次審査	令和8年6月10日
第2次審査	令和8年6月16日（予定）
結果通知	令和8年6月下旬（予定）
契約締結	令和8年6月下旬（予定）
業務開始	令和8年7月上旬（予定）

## 9. 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合その提案を失格とします。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) ヒアリング等に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 参考見積書の金額が、2.業務に要する費用（予定価格）を超過したもの

## 10. 契約

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとします。その際には、特定された者はあらかじめ見積書を提出するものとします。

なお、協議が整わない場合は、受託候補者を取り消すものとします。

### 11. その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、入札参加停止措置を行うことがあります。
- (3) 提出書類は返却しないとともに、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しません。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とします。
- (5) 生駒市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となります。

ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があります。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とします。

1 2. 担当部署（提出・問合せ先）

生駒市役所総務部総務課 担当 松本・鬼頭  
生駒市東新町 8 - 3 8 Tel0743-74-1111 内線 3060

## 企画提案書等作成要領

### 1 企画提案書

企画提案書には、「生駒市役所1階オフィス改革に係るリニューアル実施業務仕様書」に記載された要件の実現に向け、次のテーマについて記載すること

テーマ①：提案概要、業務詳細

- ・本業務の目的や業務内容を踏まえ、提案する業務概要や実施方針について記載すること
- ・本業務を確実に実施するための作業フローや工程計画及び進行管理について記載すること。
- ・不要物品の運用方法や廃棄マネジメント業務について、具体的な事例を踏まえ提案すること。

テーマ②：業務実績、実施体制

- ・過去に受託した同種業務の実績に係る内容及び実施した効果的な取組み等を記載し、本業務の課題点に対する対応策を提案すること。
- ・本業務を確実に実施するための実施体制、統括責任者及び実務担当者の実績のほか、緊急時の連絡体制や責任体制、再委託の有無等を記載すること。

テーマ③：独自提案

- ・その他、本業務に効果的と思われる取組みや人材活用などによる市内の経済効果に資する取組みがあれば、提案すること。

### 2 参考見積書

仕様書に記載された要件の実現のために必要な経費について、費用の内訳が分かるように記載すること。仕様書の要件以外の独自提案において費用が発生する場合は、その費用を含めて積算すること。

参考見積書の金額が、業務に要する費用（予定価格）を超過した場合は失格となることに注意すること。

- ・見積額は税込みの額と税抜きの額が分かるように表示すること。

### 3 企画提案書の作成にあたっての留意事項

- (1) 企画提案書には提案者名は記入しないこと。
- (2) A4片面20ページ以内で提出すること。(A3も許容するが、2頁として扱う。)
- (3) 部数は、正本1部・副本10部で、字体・色等を含め同一とすること。  
ただし、正本と副本が識別できるようにしておくこと。
- (4) 言語は日本語、数字はアラビア数字、通貨は日本円を使用して作成すること。☒

又はイラストについては、必要に応じて使用可とする。

- (5) 複数の企画提案書を提出することはできない。

#### 4 その他

- (1) 企画提案書の作成および提出にかかる費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出後の企画提案書の変更、撤回及び返却は認めない。
- (3) 企画提案書は、本プロポーザル以外には提出者に無断で使用しない。ただし、情報公開条例に基づく公開を除く。